

議題 1 福島県社会福祉審議会運営規程の改正について

1 保育所部会の調査審議事項

(1) 改正理由

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等にこどもを預けられる環境を整備していく必要があることから、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）が改正され、職員による虐待の通報義務等の対象に保育所等が追加された（令和7年10月1日施行）。

また、県は、保育所等の職員による虐待について事実確認、施設の設置者等に対する指導助言等を行った場合は、都道府県児童福祉審議会に対して報告するとともに、都道府県児童福祉審議会は県の報告に対し意見を述べることや、施設職員等に対し説明、資料の提出等を求めることができる旨が規定された。

併せて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）も改正となり、幼保連携型認定こども園の職員による虐待についても、同様に、都道府県児童福祉審議会への報告等が規定された。

本県では、社会福祉審議会において児童福祉に関する事項を調査審議することとしており（福島県社会福祉審議会条例第8条）、今般の法改正を踏まえ、保育所等の職員による虐待に関して県が講じた措置について、保育所等に関する事項を調査審議している福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会へ報告等を行うため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

以下のとおり、福島県社会福祉審議会運営規程の第4条の条文を改正するもの。新旧対照表及び改正後全文は別添資料のとおり。

保育所部会	保育所の設置認可等及び <u>保育所等の職員による虐待並びに保育士の登録に関する事項</u>	児童福祉専門分科会
-------	--	-----------

- 11 審議会は、保育所の設置認可等及び保育所等の職員による虐待並びに保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(3) 審議会（保育所部会）の役割

県からの報告（虐待事案の内容、県の対応及び施設の改善措置等）に対し、適切な対応であるか、今後どのような対応をすべきか等について、専門的・客観的な観点でご意見をいただく。

(4) 保育所部会への報告対象

保育所（保育所型認定こども園含む）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、児童館及び幼保連携型認定こども園とする。

ただし、中核市に所在する施設を除く。なお、児童館については、中核市に所在する施設も当保育所部会への報告対象とする。

2 施行期日

令和7年11月14日（※議決の日）から施行する。

(参考) 児童福祉法 (一部抜粋)

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十四

(略)

- ② 所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

- 一 前項の規定による通知を受けた場合
- 二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合
- 三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

(参考) 児童福祉法（一部抜粋）

- ③ 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

- ② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

- ③ 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(参考) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（一部抜粋）

第二十七条の二 この章において「入園児虐待」とは、幼保連携型認定こども園の長、その職員その他の従業者（以下この章において「職員等」という。）が、園児について行う次に掲げる行為（当該幼保連携型認定こども園の管理下におけるものに限る。）をいう。

- 一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
- 二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- 四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(略)

- 3 この章において「審議会等」とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(略)

- 三 都道府県知事 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会を設置する都道府県の知事にあつては当該都道府県児童福祉審議会、同条第一項ただし書に規定する都道府県の知事にあつては社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会

(参考) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（一部抜粋）

第二十七条の五

(略)

- 2 所管行政庁は、次に掲げる場合において、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、園児の状況その他の前項の規定による通知、一般通告又は園児届出に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。
 - 一 前項の規定による通知を受けた場合
 - 二 自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園について一般通告又は園児届出を受けた場合
- 3 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、入園児虐待の防止又は当該措置に係る園児若しくは当該園児と共に在籍する他の園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条の六 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況その他の主務省令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

- 2 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。
- 3 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

福島県社会福祉審議会運営規程新旧対照表 (案)

新			旧		
第1条～第3条 (略)			第1条～第3条 (略)		
(部会)			(部会)		
第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。			第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。		
名 称	調査審議事項	所属専門分科会	名 称	調査審議事項	所属専門分科会
身体障がい者 福祉審査部会	身体障がい者の 障害支援区分に 関する事項	身体障がい者 福祉専門分科 会	身体障がい者 福祉審査部会	身体障がい者の 障害支援区分に 関する事項	身体障がい者 福祉専門分科 会
児童処遇部会	里親の認定及び 児童の措置並び に児童の権利擁 護に関する事項	児童福祉専門 分科会	児童処遇部会	里親の認定及び 児童の措置並び に児童の権利擁 護に関する事項	児童福祉専門 分科会
保育所部会	保育所の設置認 可等及び <u>保育所 等の職員による 虐待並びに</u> 保育 士の登録に関す る事項	児童福祉専門 分科会	保育所部会	保育所の設置認 可等及び_____	児童福祉専門 分科会
保育施設安全 対策部会	認可外保育施設 等における死亡 事例等の検証に 関する事項	児童福祉専門 分科会	保育施設安全 対策部会	認可外保育施設 等における死亡 事例等の検証に 関する事項	児童福祉専門 分科会
児童虐待検証 部会	児童虐待におけ る死亡事例等の 検証に関する事 項	児童福祉専門 分科会	児童虐待検証 部会	児童虐待におけ る死亡事例等の 検証に関する事 項	児童福祉専門 分科会

福島県社会福祉審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県社会福祉審議会条例（平成12年3月24日福島県条例第33号）第9条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

(副委員長の選任及び権限)

第2条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長、副委員長がともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置き、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

名 称	調査審議事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項
計画策定専門分科会	社会福祉計画等に関する事項

- 2 各専門分科会に当該専門分科会の委員及び臨時委員の互選による副専門分科会長1人を置く。
- 3 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 専門分科会長、副専門分科会長がともに事故あるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 各専門分科会は、各専門分科会長が招集する。
- 6 審議会は、身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定、特別障がい者手当等の障害支援区分の認定、指定自立支援医療機関の指定について諮問を受けたときは、身体障がい者福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 7 審議会は、児童福祉に関して諮問を受けたときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(部会)

第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。

名 称	調査審議事項	所属専門分科会
身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会
児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置並びに児童の権利擁護に関する事項	児童福祉専門分科会
保育所部会	保育所の設置認可等及び <u>保育所等の職員による虐待並びに</u> 保育士の登録に関する事項	児童福祉専門分科会
保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会
児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会

備考

- 1 児童虐待検証部会においては、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に部会を置くことができる。
- 2 身体障がい者福祉審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障がい者福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 児童処遇部会、保育所部会及び保育施設安全対策部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に設置された部会ごとに、属すべき委員及び臨時委員を委員長が指名する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により、これを定める。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 9 審議会は、身体障がい者の障害支援区分に関して諮問を受けたときは、身体障がい者福祉審査部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 10 審議会は、里親及び保護受託者の認定若しくは児童の措置等に関して諮問又は措置の実施に係る意見等児童の権利擁護に関する申し立てを受けたときは、児童処遇部

会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

- 11 審議会は、保育所の設置認可等及び保育所等の職員による虐待並びに保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 12 審議会は、認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関して諮問を受けたときは、保育施設安全対策部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 13 審議会は、児童虐待における死亡事例等の検証に関して諮問を受けたときは、児童虐待検証部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(定足数及び表決数)

- 第5条 専門分科会又は部会は、当該専門分科会又は当該部会に属する委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 専門分科会又は部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。

(緊急措置)

- 第6条 緊急やむを得ない事由のあるときは、専門分科会長又は部会長は、文書をもって当該専門分科会又は当該部会の会議に代えることができる。

(委員の代理出席)

- 第7条 団体等の推薦を受けて任命された委員及び臨時委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、当該団体等に所属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。
- 2 前項の場合において、代理人の権限は、書面により証明されなければならない。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課において処理する。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年12月28日から施行する。
- 2 この規程の改正により改正前の身体障害者専門分科会及び生活保護医療扶助専門

分科会の臨時委員は、身障福祉、医療専門分科会臨時委員に委嘱替えされたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和49年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年２月１日から施行する。

附 則

この規定は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この規定は、令和６年１１月１日から施行する。

附 則

この規定は、令和７年１１月 日から施行する。

(参考)

○福島県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第三十三号

改正 平成一二年七月一八日条例第一七二号

平成一二年一二月二二日条例第一九四号

平成二五年一二月二〇日条例第八五号

福島県社会福祉審議会条例をここに公布する。

福島県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正）

(名称)

第二条 法第七条第一項の合議制の機関の名称は、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正）

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

（平二五条例八五・追加）

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平二五条例八五・旧第三条繰下）

(委員長の職務を行う委員)

第五条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（平二五条例八五・旧第四条繰下）

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織

された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二五条例八五・旧第五条繰下)

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会（法第十一条第一項の民生委員審査専門分科会を除く。次項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第六条繰下)

(調査審議事項)

第八条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第七条繰下)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平二五条例八五・旧第八条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 福島県地方社会福祉審議会の調査審議事項に関する条例（昭和六十年福島県条例第四十九号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に従前の福島県地方社会福祉審議会の委員の職にある者は、この条例の施行の日において、この条例の規定に基づく福島県社会福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の

任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月三十日までとする。

附 則（平成一二年条例第一七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二五年条例第八五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。